

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	障害者福祉に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐那河内村は、障害者福祉に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

徳島県 佐那河内村長

公表日

令和8年3月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者福祉に関する事務
②事務の概要	<p>身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律などの関連法の規定に基づき、総合的な障害福祉サービスの提供を行っている。</p> <p>障害者福祉関係事務において、特定個人情報を以下のとおり取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">①所得、課税及び扶養情報等の税情報、生活保護情報、住基情報の照会②転出及び転入世帯の番号取得及び住基照会③転入世帯の所得、扶養及び課税情報照会④医療保険情報の照会⑤年金情報の照会 <p>特定個人情報は、以下の事務に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none">①身体障害者手帳交付に関する事務②精神障害者保健福祉手帳交付に関する事務③療育手帳交付に関する事務④自立支援医療関係事務⑤障害者福祉サービス関係事務⑥地域生活支援事業関係事務⑦特別児童扶養手当等関係事務
③システムの名称	障害者福祉システム 中間サーバ、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者情報ファイル 統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、番号法別表20、21、22、51、66、67、117の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表37、75、144～146の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	健康福祉課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	佐那河内村役場 総務課 〒771-4195 徳島県名東郡佐那河内村下字西ノハナ31番地 TEL:088-679-2113
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	佐那河内村役場 総務課 〒771-4195 徳島県名東郡佐那河内村下字西ノハナ31番地 TEL:088-679-2113
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業員に対する教育・啓発]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報及び保有個人情報取扱点検監査実施計画に基づき、特定個人情報を取り扱う職員に対して、毎年度教育研修を実施している。未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	佐那河内村役場 総務企画課 〒771-4195 徳島県名東郡佐那河内村下字中辺71番地1 TEL:088-679-2113	佐那河内村役場 総務課 〒771-4195 徳島県名東郡佐那河内村下字西ノハナ31番地 TEL:088-679-2113	事後	
令和4年7月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	佐那河内村役場 総務企画課 〒771-4195 徳島県名東郡佐那河内村下字中辺71番地1 TEL:088-679-2113	佐那河内村役場 総務課 〒771-4195 徳島県名東郡佐那河内村下字西ノハナ31番地 TEL:088-679-2113	事後	
令和7年3月11日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用	-	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載
令和7年3月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第12、34、84項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第12条、第25条及び第60条	番号法第9条第1項、番号法別表9、21、51、107の項	事後	番号法の改正に伴う変更
令和7年3月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二 第15、20～23、26、53、56の2、57、87、108～110、116項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条、第19条、第30条、第31条及び第44条	番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表14～16、20、37、75、144～146の項	事後	番号法及び主務省令の改正に伴う変更
令和7年3月11日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和4年7月1日時点	令和7年3月1日時点	事後	
令和7年3月11日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和4年7月1日時点	令和7年3月1日時点	事後	
令和7年3月11日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載
令和7年3月11日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載
令和8年3月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(略) 特定個人情報とは、以下の事務に使用する。 ①身体障害者手帳交付に関する事務 ②精神障害者保健福祉手帳交付に関する事務 ③自立支援医療関係事務 ④障害者福祉サービス関係事務 ⑤地域生活支援事業関係事務	(略) 特定個人情報とは、以下の事務に使用する。 ①身体障害者手帳交付に関する事務 ②精神障害者保健福祉手帳交付に関する事務 ③療育手帳交付に関する事務 ④自立支援医療関係事務 ⑤障害者福祉サービス関係事務 ⑥地域生活支援事業関係事務 ⑦特別児童手帳等関係事務	事後	
令和8年3月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、番号法別表9、21、51、107の項	番号法第9条第1項、番号法別表20、21、22、51、66、67、117の項	事後	
令和8年3月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表14～16、20、37、75、144～146の項	番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表37、75、144～146の項	事後	
令和8年3月11日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和7年3月1日時点	令和8年3月1日時点	事後	
令和8年3月11日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和7年3月1日時点	令和8年3月1日時点	事後	
令和8年3月11日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 【十分である】 判断の根拠 住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性を確認を行っている。	事後	評価書の様式変更に伴う記載
令和8年3月11日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	最も優先度が高いと考えられる対策 9) 従業者に対する教育・啓発 当該対策は十分か【再掲】 【十分である】 判断の根拠 特定個人情報及び保有個人情報取扱点検監査実施計画に基づき、特定個人情報を取り扱う職員に対して、毎年度教育研修を実施している。未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。	事後	評価書の様式変更に伴う記載